

大阪府道路公社、大阪府土地開発公社及び大阪府住宅供給公社の
役員を選任に係る手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知事が大阪府道路公社、大阪府土地開発公社及び大阪府住宅供給公社（以下これらを「公社」という。）の役員を任命するに当たって、手続の公正性及び透明性を確保するため、選任について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「役員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 大阪府道路公社の理事長
- (2) 大阪府土地開発公社の理事長及び理事（常務理事候補）
- (3) 大阪府住宅供給公社の理事長

(公募の実施)

第3条 役員（あて職及び府派遣職員を除く。）の選任に際して、次の各号に該当する場合は、公募手続を行うものとする。

- (1) 府の管理職の職員であった者若しくは府の勤続期間が20年以上の職員であった者（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）又は府の管理職の職員若しくは府の勤続期間が20年以上である職員（以下「府退職者等」という。）を対象とする場合
- (2) 前号に定める公募手続により役員に就任した者を選任の対象とする場合

第4条 前条の公募手続を行うに当たっては、募集対象の役員の職務内容、期待する能力、応募資格、受付期間、選考方法、任期・報酬等を具体的に開示する。また、府退職者等が選考に際して有利となるような募集要件を付さないものとする。

第5条 第3条の公募手続を行うに当たっては、原則として受付期間を1カ月以上とするとともに、報道発表を行うものとする。

(選考手続)

第6条 公募に応じた者（以下「応募者」という。）について、適格性を有しているか否かを公社役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査するものとする。

- 2 選考委員会は、応募者の経営能力、実行力、リーダーシップ等について審査し、役員候補者を決定するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による決定を踏まえ、役員の内定者を決定した上で、役員に任命するものとする。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の委員は以下の(1)から(3)までの者から選定し、府関係者(府派遣職員の役職員、府退職者等の役職員及びあて職役員を含む。)が全委員の半数を下回るものとする。

- (1) 業界に通じかつ独立性を有する外部有識者
 - (2) 公募の対象となる公社の役員
 - (3) 総務部又は公社を所管する部局の職員
- 2 委員の任期は選考手続が完了するまでとする。
 - 3 選考委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
 - 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 選考委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 6 選考委員会の審議は、委員による合議で行う。
 - 7 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 8 選考委員会の審議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
 - 9 委員の氏名及び選考委員会の審議は公開しない。
 - 10 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

第8条 第3条の公募手続により役員を選任を行った場合は、選任後、速やかに公表するものとする。

(公募の例外)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の公募手続を行わずに府退職者等を役員に選任することができる。

- (1) 公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、当該法人の事務又は事業を実施する上で府退職者等を役員に就任させる必要がある場合
 - (2) 公募を実施した結果、応募がない場合であって、府退職者等を役員に就任させる必要があることについて客観的に合理的な理由がある場合
 - (3) 役員欠員その他緊急やむを得ない事情により専ら当該法人の事業経営を支援するため府退職者等を暫定的に就任させる必要がある場合
- 2 前項第1号に該当する場合は、大阪府指定出資法人評価等審議会(以下「審議会」という。)に意見を聴くものとする。また、前項第2号及び第3号に該当する場合は、審議会

に報告するものとする。

(守秘義務)

第 10 条 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(府退職者等の取扱い)

第 11 条 府退職者等が公募に応募するに際しては、大阪府職員基本条例（平成 24 年大阪府条例第 86 号）の手続を経るものとする。

(庶務)

第 12 条 選考委員会の庶務は、総務部人事課が行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。